

●香川県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年6月11日

香川県監査委員 宮本欣貞
同 都村尚志
同 鍋嶋明人
同 仲山省三

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成21年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
直島環境センター	平成22年4月13日
環境保健研究センター	平成22年4月20日
西部林業事務所	平成22年4月21日
環境管理課	平成22年4月23日
みどり整備課	”
廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室)	平成22年4月27日
みどり保全課	”
環境政策課	”
東部林業事務所	平成22年5月25日
森林センター	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 契約について

(ア) 随意契約に係る委託契約について、契約内容を公表する必要があるにもかかわらず、公表していないものがあつた。(みどり保全課)

(イ) 随意契約に係る試薬購入の単価契約について、契約内容を公表する必要があるにもかかわらず、公表していなかつた。(環境保健研究センター)

(ウ) 委託業務について、予定価格調書を作成せずに契約を締結しているものがあつた。(環境政策課)

イ 備品の管理について

業務委託契約に係る委託料の中で整備した備品について、備品の登録等が行われていなかつた。(みどり保全課)

ウ 郵便切手類受払簿について

有料道路通行回数券について、受払簿が作成されていなかった。(環境政策課)

(3) 検討指示事項

収入事務について

試験検査等の手数料の算定方法については、人件費等を含めた総コストを受益者に負担させることを基本とすべきであるが、一方でサービスの性質や公益性等を考慮した手数料水準とする必要もあることから、体系化した考え方を文書化し、実施していくことを検討する必要がある。(環境管理課、環境保健研究センター)